

蟹江町議会防災建設常任委員会会議録

招集日時	平成25年3月6日(水)午後1時30分			
招集場所	蟹江町役場 3階 協議会室			
出席委員	委員長	奥田 信宏	副委員長	戸谷 裕治
	委員	伊藤 俊一	委員	黒川 勝好
	委員	佐藤 茂	委員	大原 龍彦
欠席委員	なし			
会議事件 説明のため出席した者	町長	横江 淳一	副町長	河瀬 広幸
	政策推進室 推進長	伊藤 芳樹	政策推進課 推進長	山本 章人
	産業建設部 部長	水野 久夫	産業建設部 次長兼農政課 長	西川 和彦
	まちづくり 推進課長	志治 正弘		
	消防長	鈴木 卓夫		
	消防本部 総務課予備 兼課長	伊藤 啓二		
	上下水道部 次長	絹川 靖夫	下水道課 水道長	加藤 和己
職務のため出席した者	議長	中村 英子	議事務局長	松岡 英雄
	補佐	伊藤 恵美子	書記	服部 有規
付託事件	議案第9号	蟹江町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について		
	議案第10号	蟹江町道路の構造の技術的基準を定める条例の制定について		
	議案第11号	蟹江町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について		
	議案第12号	蟹江町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について		
	議案第13号	蟹江町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について		
	議案第17号	蟹江町コミュニティ・プラントの設置及		

	び管理に関する条例の一部改正について
議案第18号	蟹江町都市公園条例の一部改正について
議案第19号	蟹江町下水道条例の一部改正について
議案第20号	蟹江町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
議案第21号	土地区画整理事業に伴う字の区域の設定について
議案第22号	町道路線変更について

○委員長 奥田信宏君

皆さん、こんにちは。

防災建設委員常任委員会を開催をしましたところ、定刻までにご参集をいただきありがとうございます。

お手元に、議案第9号の議題の中で請求のありました資料が配付をしてあります。

委員には、こころの体温計が健康推進課より配付されておりますので、触ってみてください。

なお、本日出席予定の大橋消防署長が消防功労者消防長官表彰受賞のため欠席の届けがありましたので、報告をいたします。

定足数に達しておりますので、ただいまから防災建設常任委員会を開会をいたします。

本委員会に付託されております案件は11件であります。慎重に審議をお願いしたいと思います。

審査に先立ち、町長よりあいさつをお願いをいたします。

○町長 横江淳一君

あいさつした。

○委員長 奥田信宏君

ありがとうございました。

審査に入る前にお諮りをいたします。

付託案件の審査順序についてであります。お手元に配付をいたしました次第書に記されておりますように、最初に産業建設部に関する案件、議案第9号から議案第13号まで、議案第18号、議案第21号及び議案第22号の審査を行い、続いて上下水道部に関する案件、議案第17号及び議案第19号の審査を行い、最後に消防に関する案件、議案20号の審査を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、本日の会議はお手元に配付した次第により行います。

これより議事に入りますが、質疑、答弁につきましては、極めて簡潔明瞭にされるようお願いをいたします。

なお、議事整理上、発言は委員長の許可を得てからにさせていただくようお願いをいたします。

最初に、議案第9号「蟹江町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○産業建設部長 水野久夫君

ありません。

○委員長 奥田信宏君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。議案第9号であります。

○委員 大原龍彦君

ちょっとお聞きします。今八島公園ってどこですか。

○まちづくり推進課長 志治正弘君

今八島公園は、JR関西線の北側、中学校、北中の南側の間にある遊具も何もない公園でございます。

○委員 大原龍彦君

これを見とると、避難所でトイレとか書いてあるんですね。あそこトイレありましたっけ。

○まちづくり推進課長 志治正弘君

大変失礼いたしました。今八島公園につきましてはトイレはございません。バッテンでございます。申しわけございません。失礼しました。

○委員 大原龍彦君

丸にしてあるものだけ。

○まちづくり推進課長 志治正弘君

申しわけございません。これは、多機能トイレと普通のトイレを区分けする趣旨で作りましたが、申しわけございません。今八島公園はトイレはございません。申しわけございません。

○委員 大原龍彦君

じゃ、新規でやったかしらんね。

○まちづくり推進課長 志治正弘君

申しわけございません。バッテンでよろしく申し上げます。申しわけございませんでした。

○委員長 奥田信宏君

それでは、今、志治まちづくり推進課長からお話がありましたこれ、先ほど配付しましたところですが、何かほかにありますか。

○まちづくり推進課長 志治正弘君

では、せっかくでございますので、きょうお示ししました資料を簡単にご説明させていただきます。

今回、現都市公園の高齢者・身障者用の設備の設置状況について、特定公園施設でございます高齢者・身障者用のスロープと多機能トイレですね。身障者用のトイレと駐車場の整備状況についてまとめさせていただきました。議会の中でも答弁差し上げたように、第二学戸以前の区画整理でつくった公園につきましては、ほとんどがバリアフリー対策されておられません。ただ、第二学戸以降につくりました公園につきましてはバリアフリー対策を施すよう整備してございますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○委員長 奥田信宏君

他に質疑はありませんか。

○副委員長 戸谷裕治君

済みません。このはつらつ公園ですね、これは新しいところですよ。以前、一般質問で出ていたと思うんですけども、トイレの管理ということで。これは、ぜひやるべきじゃないのかなという、ヨシヅヤの前ということで。

○まちづくり推進課長 志治正弘君

済みません。はつらつ公園のトイレにつきましては、平成25年度——来年度ですね——の中で整備する予定でございますので、よろしく願いをいたします。

○委員 大原龍彦君

今、資料の学戸公園ですね。学戸公園、今南、東角は正門でちょっとスロープもやったですね。特に、北側から入る道ですね。あれスロープないですね。あれは、今の観閲式とかあいうのをやるんだけど、結構あっちから入る人が多いんじゃないですか。

○まちづくり推進課長 志治正弘君

それでは、学戸公園について今お尋ねでございます。学戸公園の南側のトイレの前、身障者用のスロープがございますよね。あと、西と東にはないんですが、北側にですね、北西のほう、角のところに1カ所スロープが設けてございます。そこから車両等の出入りして、今おっしゃられた観閲式等の準備だとか、関係車両があそこから入れるようになっております。以上です。

○委員長 奥田信宏君

質疑はございませんか。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、以上で質疑を終結をいたします。

これより討論に入ります。

先に原案の反対者の方の発言を許します。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認め、議案第9号「蟹江町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について」は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第10号「蟹江町道路の構造の技術的基準を定める条例の制定について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はありますか。

○産業建設部長 水野久夫君

ございません。

○委員長 奥田信宏君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

○委員 佐藤 茂君

済みません。今この文書の中でちょっと申しわけないですけども、第3種第5級または第4種第4級道路にあつてはこの限りではないということですけども、この下の表を見ておつても意味がちよつとよく理解できないと言おうか、第3種5級というのはないし、第4種4級というのも何かどこに何なのか、これはよくわからないんですけども、申しわけないです。

○産業建設部次長・土木農政課長 西川和彦君

第1種、第2種というのは国道とか県道ということでございます。それで、町の部分だけを入れるためにこのようにさせていただきました。町道に係るのを条例化したものでございます。

済みません、もう一つ。それで、1ページの第3種というのは地方、それで一番下の第4種というのは都市部、そういう意味でございます。済みません。道路区分でそういうふうな位置づけがしてあります。

○委員長 奥田信宏君

質問の意味が第5級と第4級は出てきていないという話でありますので、正確に。

(発言する声あり)

○産業建設部長 水野久夫君

申しわけございません。今、手持ちの資料に構造令等がそろっておりませんので、確認してからまたご報告させていただきます。

○委員 佐藤 茂君

申しわけないです。よろしくお願いします。

○委員 大原龍彦君

J R北の今都市開発ですね、あの道路が広いけれども、あれは大体何級になりますかね。

○産業建設部次長・土木農政課長 西川和彦君

東効線については第3種2級に該当すると思います。というのは、市町村道の中に先ほど言いました平地部と山地部がありまして、平地部に当たりますので、2級になると思います。以上です。

○委員 大原龍彦君

東効線の東にも道路ができていますね。あれは、やっぱり一緒の級でいいかな。広い道路、

割とですね。東効線から東へ福田川沿いに。わからなければいいですが。

○産業建設部次長・土木農政課長 西川和彦君

その構造的な基準によりまして、計画の交通量に含みまして、2万以上とか4,000とか1,500とか500以上、それに基づいて2級、3級いうふうに変わっていますので、大体うちの町村道でいきますと、平地の2級及び3級、4級に該当すると思います。

○委員 大原龍彦君

わかりました。

○委員長 奥田信宏君

他に質疑はございませんか。

(なしの声あり)

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結をいたします。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認め、議案第10号「蟹江町道路の構造の技術的基準を定める条例の制定について」は原案のとおり決定といたしました。

続きまして、議案第11号「蟹江町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○産業建設部長 水野久夫君

ございません。

○委員長 奥田信宏君

補足説明はないようですので、直ちに質疑に入ります。

○委員 大原龍彦君

今、JR北の道路のことですが、新しく道路もできたんですが、ずっとたまに通るとミラーが少ない。それから、一般停車の標識も少ないですね、まだ。これから、今家どんどん建っておるんですが、これからヨシヅヤさんも4月に開店ということで、標識はあれだけで十分かどうか1点聞きたい。

それから、町道だとスピード何メートルとか、そういうやつ書いてあるところあるんですね。あれスピードが書いていないんだけど、ああいうのはやっぱり警察がやることですかということね。標識が少ないですね、見てみるとさっぱりしちゃって。

そして、もう一つ、あの区域に信号はできる予定はあるか、ないか。

○産業建設部長 水野久夫君

新しく駅北でのまちづくりがされた経過なんですけれども、確かに建物等が今徐々に建ちつつあります。委員の言われますように、まず標識の関係です。規制標識に関係するものは、先ほど議員が言われましたように公安の関係するところですので、私どものほうでは立てることができません。今後の家の建つ状況、それから車の交通量とかを考えた上で、公安委員会のほうでその規制が必要となれば標識は立てると思います。それから、カーブミラーは私ども道路管理者のほうで設置することができるんですけれども、四つ角、もしくはT字路に、すべてのところというわけにはまいりませんし、警察のほうにもよくいろいろなそういうご相談をするんですけれども、基本的には見えないところにとまって通るだろうというようなことは公安委員会のほうから出てくるわけです。ただ、実際そこに住まわれている方にしてみると、非常に見えにくいからミラーをというご要望もたくさんいただくことがございます。それにつきましても、今後の建物の建ちぐあい、見通しの悪さ、危険度等を含めて、また地元からのそういったご要望も出していただくことになると思いますので、事前に私どものほうで、単純に道路管理の方面にだけにおいてミラーはどうしても必要だということであれば私どものほうの判断でつけますけれども、あとはその地元からのご要望に基づいて現地を確認した上で対応をさせていただくことになると思います。

○委員 大原龍彦君

信号。

○産業建設部長 水野久夫君

信号はですね、東効線から東のその街区といたしまして、建物が建つ普通の中、あそこの中には信号は計画はしておりません。要望もしておりません、その中では。

○委員 大原龍彦君

中。

○産業建設部長 水野久夫君

建物の密集しているその東効線の東のエリアの中では、信号機というものは今のところは考えておりません。

○委員 大原龍彦君

J R駅の北の藤丸中央線ですね、あの交差点なんかは全然考えていないんですか。藤丸中央道からだとJ Rの駅のほうへぶつかるね。

○まちづくり推進課長 志治正弘君

済みません。整備にかかわるご質問ですので、私のほうから答えさせていただきますですが、現段階では藤丸中央線と主要部分の12メートルですね、あの交差点には信号機の設置要望はしておりません。



○委員 大原龍彦君

きょう柳瀬の人とちょっと会ったんですが、ヨシヅヤが開店することによって、東効線は大渋滞するんですね、これ間違いなく。それで、渋滞もするが、ひとつ名阪の側道ですね、あそこがもう非常に狭いし、信号が短いということ。きょうも名阪の側道の向こうへコンビニへちょっと支払いに行ったときに、ムロオの辺から渋滞しちゃっているんだよな。ヨシヅヤが開店するとどうなるだろうという話ですわ。それで、いろいろ話して行って、ヨシヅヤから今度は東効線を、ヨシヅヤから出て東効線を今度一般の人たちが東へ出て、新しいほうへ出て、福田川のほうへ出て、そして今の天王通りという、そしてやるのが多くなるんでないかという話だけれども、この今のですね、東効線の今の交差点の問題が非常に皆さんよく聞くんですけれども、今後どうされるんですか、あれは。

○産業建設部長 水野久夫君

東効線と名阪の側道のところの交差点ですよ。確かに、南北方向、東効線の信号現示が短いものですから、言われるように南のほうに列ができてしまう。ただ、路線としては私どもの管理しております東効線なんですけど、行政界でいきますと、生コン屋の辺りからあま市の管轄になります。私どものほうだけというわけではなくて、あま市のほうにもそのような実態をお話して、もちろん信号の時間を変えるということになりますと、公安のほうのその許可というのか、認めが必要だものですから、あま市と協議をした上で警察のほうにも実態を確認していただいて、今よりもさらにその車の流れといいますか、台数が多いことが予想されるものですから、今後の状況を私どもだけではなくて一緒に検討しながら公安のほうへのそういった働きかけをさせていただきたいと思っております。

○委員長 奥田信宏君

他に質疑はございませんか。

(なしの声あり)

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結をいたします。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認め、議案第11号「蟹江町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について」は原案のとおり決定をいたしました。

次に、議案第12号「蟹江町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございませんか。

○産業建設部長 水野久夫君

ございません。

○委員長 奥田信宏君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

○副委員長 戸谷裕治君

1点だけ。これも定められて、それから、これからこれに準じて工事をされていくとか何かがあるんですか。円滑化の蟹江移動等円滑化と書いてありますけれども、高齢者、障がい者等の移動時の円滑化に則す法律ということで、何かこれからその道路を。

○産業建設部次長・土木農政課長 西川和彦君

この条例が制定された暁には、25年度からできるだけ段差のないような構造をするように今後進めていきたいと考えています。ですから、歩道があるところ、今段差がある一、二センチ、そういうところをできるだけ段差解消に向けて障がい者に優しい歩道等をつくってきたいと考えています。

○委員長 奥田信宏君

よろしいですか。

○委員 黒川勝好君

今までこの3本、4本ですか、ずっと条例制定という形でやってきたわけですけれども、今のこの都市公園でもそうですけれども、今既存の公園自体も条例違反のところもいっぱいあるんですけれども、これは順次やっていっていただける。これからつくるに当たってはこの条例に基づいてやっていくということね。

それで、今、西川さんが言われた道路の話ですけれども、今のところどれぐらいそのやらなければいかんところがあるんですか。そういうピックアップはしておるんですか、町のほうで。

○産業建設部長 水野久夫君

先ほどご提案させていただきました特定公園施設、それから今回のこの道路に関するその同じようなものなんですけれども、いずれも既存ででき上がっております例えば公園ですとか道路にそのまま当てはめるというものではございませんので、今まで条例がなかったものですから、決して条例違反とか何かというものではないと思うんです。ただ、条例が今回でき上がって、これからつくる公園ですとか、それから道路をつくっていく場合には、この条例のその基準の中でつくっていくということになります。

○委員 黒川勝好君

それはようわかる。かといって、既存のその道路とか公園がそのままにしておいてもいい

のかということになれば、順次手直しは、せつかくこうやって条例ができるわけですから、そういう計画はあるんでしょうね。そこを確認したい。

○産業建設部長 水野久夫君

今の段階で、例えば既存の公園、既存の道路をこの条例に基づいて計画的にやっていくというふうな計画はまだできておりません。ただ、今までの中でも特定の一部分をとらえてですね、住民の方、町内から、ここに段差があるからというふうなことでご指摘をいただくような場合はございますので、当然そこで例えば障がい者の方が通りづらいだとか、それから非常にその危険があるとかということであれば、条例がある、ないにかかわらず今までもそういう対応をしておりますので、今後はさらにこういった条例ができたことによって、そういう意識をしっかりとってそのいろいろな施設の管理に当たっていく所存でございます。

○委員長 奥田信宏君

他に質疑はございませんか。

(なしの声あり)

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結をいたします。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認め、議案第12号「蟹江町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について」は原案のとおり決定をいたしました。

続きまして、次に議案第13号「蟹江町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明がございますか。

○産業建設部長 水野久夫君

ございません。

○委員長 奥田信宏君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

○副委員長 戸谷裕治君

これは、昭和39年と51年に政令ということがありますがけれども、今までこれを置いておかれて、今回こういう条例として、随分時間がかかっているなと思うんですけれども、何かそれ、これを基準にしなくてもできてきたんですよね、条例を定めなくても。

○産業建設部長 水野久夫君

今回ご提案させていただいております数本のものも同じなんですけれども、それぞれ上位法がありまして、その上位法の中で決められた中で今までの作業というか、私どもの処理としてやっております。今回は、道路でいきますと、道路法の30条の中で、今までは国が定めたものだけだったんですけれども、それぞれの地方公共団体で定めなさいという条文ができたものですから、私どものほうでそれに見合う同じようなものとして、町バージョンといいますか、町のものとしてつくらせてもらいました。同じように、この準用河川についても、上位法は河川法がございます。その河川法に基づいていろいろな河川の制約は受けてやってきたわけです。そこの中での条文が変わった結果、新たに町独自で準用河川を管理するという条例を設けるというのが今回お示ししておる条例であります。

○副委員長 戸谷裕治君

地方分権の一環みたいなもの。

○産業建設部長 水野久夫君

そうです。

○副委員長 戸谷裕治君

わかりました。

○委員長 奥田信宏君

ほかに質疑はございませんか。

○委員 佐藤 茂君

今、準用河川というのはどこにある。

○産業建設部長 水野久夫君

通常よく1級河川、2級河川とありまして、それは国だとか県だとかが管理して法で定められた河川、法河川といいまして、さっき言いました上位法の河川法の中でいろいろな縛りを受けておるところです。蟹江町にも川はいっぱいあるんですけれども、そういった普通河川と申しまして、河川法での縛りを受けない川、水路なんですね、このあたりにあるやつが。ところが、20年ぐらい前になるのかわからないんですけれども、町としてもいろいろなその川を整備していこうという考えの中で、河川法の網をかけてその整備をしなければいけない。それには、やっぱり事業をするときにいろいろな補助金とか何かをもらわなければいかんものですから、そういうときには河川法で縛ったというのか、河川法の制約を受けた川にしないと補助がいただけないわけです。そんな中で、舟入にあります上舟川、それから今はないんですけれども、中筋川、それからもう一つ、産業文化会館の横に、昔の津島信金の横にある三明川というんですけれども、その3本の川を準用河川ということで町で指定して、河川法でいう河川法の縛りを受ける河川にしたわけです。だから、その3つの川については、通常このあたりにある川とは法での位置づけが変わったということですね、そのときに。法の縛りを受ける河川。イコール町がそこで事業をするときには河川法に基づいたいろいろな手だ

てができて、補助とか何かの対象にもなった。現に、その今の3本の川においては矢板で護岸をしたりだとか、事業として進めるというその目的があったものですから、この3本の川を準用河川に指定しました。今現在は、もう舟入に残っております上舟川の排水機場ぐらいの、公園の今の水辺の公園のところから排水機場がございますが、あれから北のほうに入ってくる水路1本だけが今は準用河川として残っております。

○委員 佐藤 茂君

わかりました。

○委員長 奥田信宏君

他に質疑はございませんか。

(なしの声あり)

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結をします。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認め、議案第13号「蟹江町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について」は原案のとおり決定いたしました。

次に、少し飛びますが、議案第18号「蟹江町都市公園条例の一部改正について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○産業建設部長 水野久夫君

ございません。

○委員長 奥田信宏君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。議案第18号です。

○副委員長 戸谷裕治君

そうしたら、この15条を16条としてということですけども、ここに入れられた。そうしたら、以前は、今までどのような資格の人とかいうのは決まりはなかったということですか。

○まちづくり推進課長 志治正弘君

当然、今まで都市公園ですね、それから施行令の中で今回条例化しました内容は含まれておりました。ですから、条例、法とですね、施行令に基づいて町も整備をしてきた経緯がございますが、今回一括法の関係で、それを上位法を参酌して各市町で自治体で条例制定なり一部改正しなさいというようなことがございまして、今回明文化したものでございます。今

まで法、施行令の中にございました。

○副委員長 戸谷裕治君

あったということですね。

○まちづくり推進課長 志治正弘君

そうです。

○委員長 奥田信宏君

他に質疑はございませんか。

(なしの声あり)

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認め、したがって、議案第18号「蟹江町都市公園条例の一部改正について」は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第21号「土地区画整理事業に伴う字の区域の設定について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○産業建設部長 水野久夫君

ございません。

○委員長 奥田信宏君

補足説明はないようですので、直ちに質疑に入ります。議案第21号です。

○委員 佐藤 茂君

この桜1丁目とか2丁目と出ていますね。これは、地区の方々のあれで決められた、当然そういうことですね。

○まちづくり推進課長 志治正弘君

今回議案として上程をさせていただきましたが、区画整理事業を施行してきたこの第二学戸もそうですし、今地区もそうですが、これ今学戸になっているんですね。今地区は今西という町名になっておりますが、区画整理事業の施行の中での町名は、ここで言いますと、審議会の中で決めていただきまして、提案していただいたものを議会に上程して議決をもらって正式に町名が変わったという経緯を踏まえております。それと同じでございまして、組合のほう、蟹江今駅北特定土地区画整理組合ですね、こちらの最終的には理事会のほうでこの桜という新町名で提案をいただきました。今まで学戸も今西もそうでございますが、この地

地域の地名かなり固執した町名が使われておったんですが、ただこの今駅北地区につきましては、やはり今町が取り組んでおります町界町名設定推進事業ですね、そちらのほうの関係がございますので、新しく住まわれる住民の方々も多うございますので、なるべく余りその地域の名前に固執しないような、ここの地域にふさわしい町名をとということでご提案をさせていただいたのが桜でございます。今回、議会の議決をもって正式に蟹江今土地区画整理事業の換地計画のときに、この桜何丁目ということで新しい町名の地番で最終的には登記までいきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員 大原龍彦君

これ町界町名もそうですけれども、町界町名、これ藤丸も入るんですか、どうですか町界町名は。

○政策推進課長 山本章人君

済みません。町界町名設定事業におきましては、この今区画整理事業のこの今のお持ちの図面の地区、それからその上にありますが、藤丸団地の地区、それから須成のその柳ヶ瀬地区になりますか、そのあたりが1つの町界町名のエリアとして設定しております。

○委員 大原龍彦君

町界町名ですね、これ区画整理上で桜ということになったんですけども、この名前が出ないわけですね。町界町名にはまた別の名前になるわけ、例えば藤丸とか。

○政策推進課長 山本章人君

済みません。今現在の町界町名設定事業の考え方なんですが、新町名の設定は2つの方式がありまして、今までの富吉及びその西大海用の一部の地区が富吉何丁目になりました。それから、舟入の地区が舟入何丁目になりました。それから、1号線から近鉄の間の室何丁目になりました。それから、城のほうも、町界町名設定推進事業のその区画なんですが、それが丸っと城何丁目になりました。

それから、もう一つの方式なんですが、今回予算のほうに計上させていただいてはおるんですが、本町も土地改良をやられました。本町何丁目の地区で、まだ少し字何とかの割というのが残っておりますので、その部分をその本町何丁目の一番後の番号を使って、その中に溶け込ませる。それから、もしくは余りにも筆数が大きくなる時は本町11丁目の次の12丁目を使うとか、そういう方法の2つがあります。

この場合、今考えられるのは、この今の桜何丁目の後の地番とか町名を使って、その藤丸、須成のほうでお話が地元からまとまりましたら、その最後の町、それから最後の町名を使って1つの区域として完成させるということになると思います。

以上でございます。

○委員 大原龍彦君

桜一丁目二丁目というのは別に考えればよろしいですね。

○政策推進課長 山本章人君

今のところはその先ほど申しました藤丸及び須成を含む、この区画整理も含む地区が桜で、最終的にその同意が得られればそれで最終落ち着くということになります。

以上であります。

○委員長 奥田信宏君

他に質疑はございませんか。

(なしの声あり)

他に質疑はないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第21号「土地区画整理事業に伴う字の区域の設定について」は原案のとおり決定をいたしました。

次に、議案第22号「町道路線変更について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○産業建設部長 水野久夫君

ございません。

○委員長 奥田信宏君

補足説明はないようですので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第22号「町道路線変更について」は原案のとおり決定をいたしました。



ここで、部長、室長、次長、課長の退席といたします。  
入れかえのため、暫時休憩をいたします。

(午後 2時14分)

○委員長 奥田信宏君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時15分)

○委員長 奥田信宏君

次に、議案第17号「蟹江町コミュニティ・プラントの設置及び管理に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○上下水道部次長 絹川靖夫君

ございません。

○委員長 奥田信宏君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

○副委員長 戸谷裕治君

先ほどちょっと間違っって質問しちゃったもので。これを聞いたかったもので。先ほどのコミュニティ・プラントの件ですね。15条を16条ということで、先ほど……

(発言する声あり)

そうそう。資格は、今までのあれはどうなっていたんですか。条例としてこういうのは入っていなかったということですか。

○上下水道部次長 絹川靖夫君

条文のあれが15条がふえましたものですから、その15条が16条に序列が変わっただけのこととございますので、委任が16条になったということとありますので、ご理解をお願いいたします。

○副委員長 戸谷裕治君

繰り下がっただけ、これ。

○上下水道部次長 絹川靖夫君

はい。今まで15条が委任でございました。技術管理者の資格が15条に入りましたもので、その移動でございます。16条に委任を入れたいう形になりますので、よろしく願いをいたします。

○副委員長 戸谷裕治君

大体わかりました。

○上下水道部次長 絹川靖夫君

今、技術管理者の資格がございませんでしたので、この条項を入れさせていただきました。

それに伴いまして、今まで15条だったやつが16条になっていることですので、よろしくをお願いします。

○副委員長 戸谷裕治君

だから、条文がふえただけじゃないかなと思って。

○上下水道部次長 絹川靖夫君

そういうことです。はい。

○委員長 奥田信宏君

他に質疑はございませんか。

(なしの声あり)

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認め、議案第17号「蟹江町コミュニティ・プラントの設置及び管理に関する条例の一部改正について」は原案のとおり決定をいたしました。

次に、議案第19号「蟹江町下水道条例の一部改正について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明をしてください。

○上下水道部次長 絹川靖夫君

特にございません。

○委員長 奥田信宏君

補足説明はないようですので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第19号「蟹江町下水道条例の一部改正につい

て」は原案のとおり決定をいたしました。

ここで、次長、課長の退席の許可をいたします。

入れかえのため、暫時休憩をいたします。

(午後 2時18分)

○委員長 奥田信宏君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時19分)

○委員長 奥田信宏君

次に、議案第20号「蟹江町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○消防長 鈴木卓夫君

ございません。

○委員長 奥田信宏君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案の反対者の発言を許します。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認め、議案第20号「蟹江町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」は原案のとおり決定をいたしました。

以上で本日付託をされました案件はすべて終了いたしました。

なお、委員長報告についてはご一任をお願いいたします。

これで防災建設常任委員会を閉会といたします。

長時間ありがとうございました。

(午後 2時21分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

蟹江町議会防災建設常任委員長 奥田信宏